#### 5 参考資料

# ◆資料47 地域性に応じた自治体独自の指導指針規定

〇厚生労働省の通知では、地方自治体に対して、地域の状況に応じた指導指針の作成を求めている。

〇以下は、平成 30 年 12 月1日時点で各都道府県が公表している指導指針のうち、独自性のある主な規定を抜粋して例示したものであるので、参考にされたい。

### [2. 基本的事項]

	FX
自治体名	指針規定
宮城県	口農地法,農振法,森林法等関係法令に抵触する場合は,関係機関と協議すること。
	<b>口有料老人ホームの類型は、介護に着目して分類すると別表第1のとおりであるが、高齢者の多くは特に介護面について大きな関心を寄せており、そのような需要実態に</b>
	即した十分な介護体制を整えた施設という観点から,県内に設置される有料老人ホームの類型は,原則として,終身介護が保障される「介護付有料老人ホーム」「住宅型
	有料老人ホーム」を基本とすること。
	口入居者の募集に当たっては,県内在住者の入居者の確保を図るように努めること。
栃木県	口地域の特性や需要等に適合した施設となるよう、計画段階において、市場分析、市場調査を行うこと及び地元市町村福祉所管課との十分な調整を図ること。
	<b>□設置計画段階より常に地域住民(特に隣接地域の居住者)に対して、設置者は理解が得られるように努めること。</b>
埼玉県	□埼玉県福祉のまちづくり条例(平成7年条例第11号)の規定を遵守すること。
東京都	口高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針(平成21年12月10日付21福保高在第346号。以下「あり方指針」という。)第1の4及び5に定め
	る留意点を踏まえ、特定の事業者によるサービスを利用させるような入居契約及び生活支援サービスに関する契約(以下「生活支援サービス契約」という。)を締結する
	ことなどの方法により、入居者が希望する医療・介護サービスの利用を設置者が妨げてはならないこと。
	口計画段階から、市場分析・調査に努め、地域の特性やサービスの需要、充足状況等を考慮した上で地元区市町村福祉所管課と十分な調整を図ること。また、地域住民(特
	に隣接地の居住者)に対して、説明会を開催するなど事業について理解を得ることとし、工事中に当たっては時間帯や工事車両の出入りについて十分配慮すること。
神奈川県	口有料老人ホームの設置運営に当たっては、公益社団法人全国有料老人ホーム協会と連携を図ることとし、同協会への加入及び同協会が設けている有料老人ホーム入居者
	生活保証制度への加入について十分配慮すること。
富山県	口有料老人ホームの設置の届出に当たっては、この指針を踏まえて知事に事前の協議を行うこと。
	口この指針に基づく指導を受けている場合は、この指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。
石川県	口計画段階から常に地域住民の理解が得られるように努めること。
長野県	口地域の特性や需要等に適合した施設となるよう、計画段階において、市場調査、分析を行うこと。
	口設置計画段階から地元市町村高齢者福祉所管課と十分な調整を図ること。また市町村の策定する介護保険事業計画との整合を図ること。

一种	口都市計画法 (昭和43年法律第100号) による開発許可又は建築許可申請が必要な場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合にあっては建築基準法 (昭
	和25年法律第201号)に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町村及び岐阜県と十分な事前協議を行うこと。また、消防法令関係において、建築確認申請前
	に所轄消防署の指導を受けること。
滋賀県	<ul><li>口有料老人ホームを設置しようとするときは、「滋賀県有料老人ホーム設置運営指導要綱」(以下「指導要綱」という。)に定める手続きに従い、あらかじめ知事に対し設置</li></ul>
	計画の概要について事前申し出を行うこと。
	口事前申し出を行った後、知事から事前協議を行う旨の通知を受けたときは、指導要綱に定める手続きに従い、設置計画の詳細について事前協議書を知事に提出すること。
大阪府	口有料老人ホームにおいて提供するサービスの向上を図るため、職員のワークライフパランスを重視した働きやすい職場づくり及び効率・効果的な運営(給与等の処遇改
	善、キャリアパス制度の導入、労働環境改善、新入職員に対するOJT制度及びメンター制度等の導入、ICTの導入並びに介護ロボットの活用等)等に努めること。
	口法第 29 条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出に当たっては、建築基準法に基づく建築確認の申請を行う前に、この指針を踏まえて知事に事前の協議を行
	シこと。
	口建築確認後速やかに、設置届出の手続きに係る相談を行い、有料老人ホームの設置を行う概ね1か月前までに、知事に、法第 29 条第1項の規定に基づく届出を行うこ
	لاً»
	口この指針に基づく指導を受けている場合は、この指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。
	<u>◇ (独立規定)</u> 3 有料老人ホーム該当施設の判断基準
	<ul><li>一 老人を入居させ(以下「入居サービス」という。)、当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少</li></ul>
	なくとも一つのサービス(以下「介護等サービス」という。)を提供する場合は、有料老人ホームに該当する施設として取り扱う。
	ニー次のいずれかに該当する場合は、入居サービス及び介護等サービスを提供しているものとする。
	イ 入居(賃貸)契約書及び重要事項説明書又は重要事項説明書兼登録事項等についての説明(高齢者住まい法第17条関係)(以下「重要事項説明書」という。) に介護等
	サービスの提供に関する記載がある。
	ロ 入居(賃貸)契約書等に介護等サービスの提供に関する記載がない場合であっても、入居サービスの提供事業者及び介護等サービスの提供事業者が当該サービス費を
	徴収(代行集金を含む)している。
	ハ 施設の広告等に介護等サービスの提供を受けられる旨の記載がある。
	ニー複数の法人が協同して入居サービス及び介護等サービスを提供している。
	ホース居サービス及び介護等サービスの提供について、収支報告書等により、経営上の一体性が認められる。

	へ 施設の食堂や厨房等の設備を使用して、入居者にサービスを提供している。
	ト施設に訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所を併設し、サービスを提供している。
兵庫県	□適用区域 本指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び第252条の22第1項に規定する中核市の区域を除く兵庫県内
	において適用する。
鳥取県	口有料老人ホームと介護サービス事業所等を併設する場合には、それぞれの設備等の基準を満たし、かつ、介護その他のサービスの提供に支障がない場合に限り、設備等
	の共用が認められること。
佐賀県	□毎年7月1日現在における有料老人ホームの現況等について、重要事項説明書(老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第20条の5第14号に規定する文書
	をいう。以下同じ。)、入居契約書及び管理規程並びに直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(他業を営んでいる場合には他業に係る財務諸表、親会社
	がある場合には、当該親会社の業務に係る財務諸表も併せて)を知事に提出し、報告すること。

#### [3. 設置者]

自治体名	指針規定
宮城県	口代表者及び有料老人ホームの事業を所掌する役員は,次の各号に掲げる者でないこと。
	(1) 会社法(平成17年法律第86号)第331条第1項各号のいずれかに該当する者。
	(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第3条第2号から第4号までのいずれかに該当する者
	(3) 老福祉法第38条から第41条まで又は第43条の規定による罰則の適用を受けた者
千葉県	口有料老人ホームの運営について株式会社等を新設して行う者にあっては、事業に必要な財源計画が策定できるものであり、かつ継続して健全な運営が見込まれるもので
	あること。
滋賀県	口親会社(他の株式会社の発行済み株式の過半数に当たる株式または他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社または有限会社をいう。以下同じ。)
	がある場合は、当該親会社の業務が社会的信用を損なうものでなく、その財務内容が適正であること。
高知県	口役員及び施設長は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)であってはならないこと。ま
	た、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)や暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならず、有料老人ホームの運営に当
	っては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は運営に関与させてはならないこと。

### 【4. 立地条件】

自治体名	指針規定
栃木県	ロア 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域(工業専用地域が定められた地域を除く。)(以下「用途地域」という。)ただし、工業地域が定められた
	地域については、県指針における基準に適合していることの他、次のすべての要件を満たすもの。
	(7) 高齢者が長期にわたり生活する場としてふさわしい環境であり、隣接地域に居住用建築物が存在していること。
	(イ) 外壁や緑地帯を設けること等により、将来的な騒音、振動等による環境の悪化を防ぐことが可能であること。
	イ 用途地域以外の地域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)を除く。)で、次のいずれかの条件を満たすもの。
	(7) 50 以上の建築物の敷地が50m以内(1か所に限り 60m以内でも可)の間隔で存している地域内であること。
	(イ) 数置区域を含んだ3ha(半径 100mの円又は100m×100mの正方形を3ヶ連続させたもの。)内に、主たる建築物が20 以上存していること。
	ウ「都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」(平成 15 年栃木県条例第 42 号) 第2条の規定により知事が指定した区域(以下「知事指定区域」という。)
兵庫県	口市街化調整区域での設置
	市街化調整区域での有料老人ホームの設置は認めない。ただし、次のすべての要件を満たす場合にはその限りではない。
	(1) 設置及び運営が本指針における基準に適合していること。
	(2) 介護付有料老人ホームであること。ただし、同一施設内に入居定員の 20%以上の介護居室を設けていること。
	(3) 独立行政法人福祉医療機構等の公的融資を受けて建設されるものであること。ただし、公的融資を受けないものであっても、第9章の規定に基づき適切な料金設定が
	なされており、かつ、安定的な経営確保が図られていることが確実であると、主たる取引金融機関が保証するものについては、この限りではない。
	(4) 利用権方式または賃貸借方式のものであり、分譲方式ではないこと。
	(5) 市街化調整区域に立地する既存の病院、特別養護老人ホームまたは、介護老人保健施設が有する医療、介護機能と密接に連携するため、市街化調整区域に立地する必
	要がある場合等施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難または不適当であること。
	(6) 都市計画法に基づく開発許可が得られるものであること。
	(7) 市街化調整区域を管轄する市町の保健福祉施策等の観点から支障がないことについて、当該市町の承認を得られるものであること。
	<b>□借家の場合 (建物の所有者と設置者による建物の賃貸借) ア 有料老人ホーム運営のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム運営の継続について協力す</b>
	る旨を契約上明記すること。
	ク 建設協力金、保証金、貸付金等を借家人である運営事業者が家主に拠出していることまたは建物の所有者が運営事業者の主要な株主であることが望ましいこと。

### [ 5. 規模及び構造設備]

自治体名	神会権で
	一个下头把手上里的 No Ao
<b>二形</b> 県	□山形県みんなにやさしいまちづくり条例(平成 11 年 10 月 12 日山形県条例第 32 号)の規定を遵守すること。
福島県	□一般居室、介護居室及び一時介護室は次を標準とする。
	イ 入居者1人当たりの床面積は、13平方メートル以上(居室内の便所及び作り付けの家具の占める床面積を含み、壁芯方法による。)とすること。
茨城県	ロー般居室, 介護居室及び一時介護居室は次によること。
	(ウ) 各個室の定員は1人とする。ただし,入居者が夫婦・兄弟・姉妹である等,プライバシーの確保に支障がない間柄の者同士である場合に限り,2人とすることができ
	る。その場合の入居者1人あたりの床面積は, (7)の基準によること。
栃木県	口階段には手すりを設置し、傾斜は緩やかにすること。
埼玉県	<b>□介護居室</b>
	設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で介護サービスが提供される場合又は
	有料老人ホームが自ら介護サービスを提供しない場合は介護居室を設置しなくてもよいこと。
	ロー般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。
	イ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は、13.2㎡(面積の算定方法はバルコニー及び便所の面積を除き、内法方法による。)以上とすること。
千葉県	ロ一般居室は次によること。
	イ 個室とすることとし、1室当たりの床面積は21.6 ㎡(収納スペース、トイレ及び洗面設備等を除いた有効面積は14.85 ㎡)以上とすること。また、居室内には、少な
	くとも収納スペース、トイレ及び洗面設備を設置すること。
	ロ 入居者が夫婦である等プライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士である場合に限り、2人利用の居室の整備を認めるものとする。その場合にあっては、1室当
	たりの床面積は31.9 ㎡以上とすること。
	ハ イ及びロの規定にかかわらず、各階に談話室・娯楽室・集会室等の共同生活室の設置がある場合の床面積は、個室にあっては 18.0 ㎡(収納スペース、トイレ及び洗面
	設備等を除いた有効面積は13.2 ㎡)以上と、2人利用の居室にあっては23.45 ㎡以上とすることができる。
	口介護居室及び一時介護室は次によること。
	イ 個室とすることとし、1室当たりの床面積は18.0 ㎡(収納スペース、トイレ及び洗面設備等を除いた有効面積は13.2 ㎡)以上とすること。
	ロ 室内に収納設備等を設ける場合は、介護サービスの提供、車いすの使用、緊急時の対応等に支障のないように配慮すること。
	ハ 入居者が夫婦である等プライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士である場合に限り、2人利用の居室の整備を認めるものとする。その場合にあっては、1室当

たりの床面積は23.45 ㎡以上とすること。また、その居室についてはと。 神奈川県 「建物は、入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設契約期間の定めがない場合には、70歳の女性の平均余命を勘案し、口居室 ① 居室に超速とする。居室面積は13平方メートル以上(夫婦用等で所、洗面設備、収納設備等を備える場合には、車椅子等の使用等に支むい構造とすること。 ② ペッドを備える場合は、低床ペッドの導入等により転落による重大のでは、機造とすること。 ② 衛生面を配慮したものとし、手指を洗浄する設備を食堂の使用者第1222 (2) 衛生面を配慮したものとし、手指を洗浄する設備を食堂の使用者第122 (2) 衛生面を配慮したものとし、手指を洗浄する設備を食堂の使用者要1232 (3) 衛生面を配慮したものとし、手指を洗浄する設備を含量の使用者要1232 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	その居室についてはに上土規模及び構造設
	1常生活を営むのに適した規模及び構造設備とするとともに、外観等地域の住宅環境との調和にも配慮すること。また、入居者との入居契約の
	1常生活を営むのに適した規模及び構造設備とするとともに、外観等地域の住宅環境との調和にも配慮すること。また、入居者との入居契約の
契約期間の定めがない場合には、7 □居室  ① 居室は個室とする。居室面積は13 所、洗面設備、収納設備等を備える均 ② 居室において介護サービスを行う。 ない構造とすること。 ③ ペッドを備える場合は、低床ペッ □食堂  入居者の状態等を考慮して適切に配置 入居者の状態等を考慮して適切に配置 で変は、介護付有料老人ホーム及び住 ど、入居者の要介護の状態等を考慮し 日洗面設備  居室内又は居室のある階ごとに居室に ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型: 通したものとすること。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
<ul> <li>□居室</li> <li>① 居室は個室とする。居室面積は13所、洗面設備、収納設備等を備える場合ですること。</li> <li>⑥ ペッドを備える場合は、低床ペッロ食堂</li> <li>入居者の状態等を考慮して適切に配置の溶量は、介護付有料老人ホーム及び住ど、入居者の要介護の状態等を考慮した。</li> <li>② 衛生面を配慮したものとし、手指口浴室</li> <li>浴室は、介護付有料老人ホーム及び住ど、</li> <li>ビ、入居者の要介護の状態等を考慮して適切に配置溶験は、</li> <li>一洗面設備</li> <li>居室内又は居室のある階ごとに居室に</li> <li>① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:適したものとすること。</li> </ul>	訋には、/0 戴の女性の平均茶命を勘楽し、类約締結時に 20 年以上の長期間の利用に供することができる順用年数を有していること。
<ul> <li>① 居室は個室とする。居室面積は13 所、洗面設備、収納設備等を備える均ない、洗面設備、収納設備等を備える均分ではないでが護サービスを行うない構造とすること。</li> <li>⑥ ペッドを備える場合は、低床ペッコ食堂</li> <li>入居者の状態等を考慮して適切に配置 入居者の状態等を考慮して適切に配置 浴室は、介護付有料老人ホーム及び住ど、入居者の要介護の状態等を考慮し 受小護者等を入居対象とする場合は、口洗面設備 居室内又は居室のある暗ごとに居室に 適したものとすること。</li> </ul>	
所、洗面設備、収納設備等を備える場合に、洗面設備、収納設備等を備える場合には、低床ベッロ食堂 入居者の状態等を考慮して適切に配置 入居者の状態等を考慮して適切に配置 (1)	面積は13 平方メートル以上(夫婦用等で1室に2人以上の者を入居させる場合には、1人当たり 10. 65 平方メートル以上)とし、居室内に便
<ul> <li>⑤ 居室において介護サービスを行う。ない構造とすること。</li> <li>⑥ ペッドを備える場合は、低床ペッロ食堂</li> <li>入居者の状態等を考慮して適切に配置 入居者の状態等を考慮して適切に配置 (1) 入居定員及び車椅子使用者数など。</li> <li>② 衛生面を配慮したものとし、手指 口浴室 (2) 衛生面を配慮したものとし、手指 日溶室 (2) 衛生面を配慮したものとし、手指 日溶室 (4) 小護付有料老人ホーム及び住宅型: 適したものとすること。</li> </ul>	所、洗面設備、収納設備等を備える場合には、車椅子等の使用等に支障がないように十分な居室面積が確保できるよう努めること。
ない構造とすること。  ⑥ ペッドを備える場合は、低床ペッ  □食堂  入居者の状態等を考慮して適切に配置  ① 有生面を配慮したものとし、手指  □浴室  浴室は、介護付有料老人ホーム及び住 ど、入居者の要介護の状態等を考慮し 要介護者等を入居対象とする場合は、 □洗面設備  居室内又は居室のある暗ごとに居室に  ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:	⑤ 居室において介護サービスを行う場合は、サービスの提供に必要なペッド等の備品を備えるとともに、入居者の車椅子の使用及びストレッチャーによる移動等に支障の
<ul> <li>⑤ ペッドを備える場合は、低床ペッ 口食堂 入居者の状態等を考慮して適切に配置 ① 入居定員及び車椅子使用者数など ② 衛生面を配慮したものとし、手指 口浴室 浴室は、介護付有料老人ホーム及び住 ど、入居者の要介護の状態等を考慮し 要介護者等を入居対象とする場合は、 口洗面設備 居室内又は居室のある暗ごとに居室に ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:</li> <li>① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:</li> </ul>	
□食堂	⑥ ペッドを備える場合は、低床ペッドの導入等により転落による重大事故の未然防止に資するよう努めること。
<ul> <li>入居者の状態等を考慮して適切に配置</li> <li>① 入居定員及び車椅子使用者数など</li> <li>② 衛生面を配慮したものとし、手指</li> <li>□浴室</li> <li>浴室は、介護付有料老人ホーム及び住</li> <li>ど、入居者の要介護の状態等を考慮し</li> <li>要介護者等を入居対象とする場合は、</li> <li>□洗面設備</li> <li>居室内又は居室のある階ごとに居室に</li> <li>① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:</li> <li>適したものとすること。</li> </ul>	
<ul> <li>① 入居定員及び車椅子使用者数など。</li> <li>② 衛生面を配慮したものとし、手指口浴室</li> <li>浴室は、介護付有料老人ホーム及び住ど、入居者の要介護の状態等を考慮し要介護者等を入居対象とする場合は、</li> <li>□洗面設備</li> <li>居室内又は居室のある階ごとに居室に</li> <li>① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:</li> <li>適したものとすること。</li> </ul>	<b>動切に配置すること。</b>
② 衛生面を配慮したものとし、手指 □浴室 浴室は、介護付有料老人ホーム及び住 ど、入居者の要介護の状態等を考慮し 要介護者等を入居対象とする場合は、 □洗面設備 居室内又は居室のある階ごとに居室に ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型: 適したものとすること。	① 入居定員及び車椅子使用者数など入居者の要介護の状態を勘案して、適切な広さ及び座席数を確保すること。
□浴室 浴室は、介護付有料老人ホーム及び往ど、入居者の要介護の状態等を考慮し要介護者等を入居対象とする場合は、□洗面設備 居室内又は居室のある階ごとに居室に ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型:適したものとすること。	② 衛生面を配慮したものとし、手指を洗浄する設備を食堂の使用者数を勘案して設けること。
浴室は、介護付有料老人ホーム及び住ど、入居者の要介護の状態等を考慮し要介護者等を入居対象とする場合は、口洗面設備居室内又は居室のある階ごとに居室に① 介護付有料老人ホーム及び住宅型適したものとすること。	
ど、入居者の要介護の状態等を考慮し要介護者等を入居対象とする場合は、 口洗面設備 居室内又は居室のある階ごとに居室!: ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型: 適したものとすること。	浴室は、介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、手すり、スロープ及び浴槽用リフトを整備するとともに緊急通報装置を浴室及び脱衣室に備えるな
要介護者等を入居対象とする場合は、  □洗面設備  居室内又は居室のある階ごとに居室に  ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型・ 適したものとすること。	<b>等を考慮した設備構造とすること。</b>
□洗面設備 居室内又は居室のある階ごとに居室に ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型 適したものとすること。	5場合は、一般浴槽のほかに、特別浴槽を設けるとともに、脱衣室を含めて入浴介助サービスを行うための十分な広さを確保すること。
居室内又は居室のある階ごとに居室に ① 介護付有料老人ホーム及び住宅型 適したものとすること。	
① 介護付有料老人ホーム及び住宅型適したものとすること。	に居室に近接して設置すること。
適したものとすること。	び住宅型有料老人ホームにあっては、洗面台を車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに
② 洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、保管する設備を	止するため、保管する設備を備えること。
口看護・介護職員室	
介護付有料老人ホームにあっては、塁	介護付有料老人ホームにあっては、緊急時の迅速な対応を図るため、原則として居室のある階ごとに設置すること。

	① 入居者が日常的に利用する談話室等の共用設備に面して設置すること。
	② カウンターにより区分するなど、談話室及び廊下等を見通すことができる形状とすること。
	ロエレベーダー
	介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、原則として2階以上の場合は設置すること。なお、適切な介護サービス等が提供できるよう入居定員等に応
	じた台数を設置すること。
	① 少なくとも1基はストレッチャーを収納できる構造とすること。
	② 操作盤は車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適したものとすること。
	□ 居室等の出入口
	介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、引き戸やドアハンドル等円滑に利用できる構造とすること。
三重県	口介護保険関連施設等を併設する場合は次によること。
	一有料老人ホームとして必要となる設備(浴室、食堂等)は、当該併設施設とは別に単独で設けること(事務室、厨房等の管理部門については共用可。)。
	二有料老人ホームの入居者と当該併設施設の利用者の動線が重ならないようにすること。ただし、改修の場合等で物理的に困難な場合はこの限りでない。
	三有料老人ホームと当該併設施設とは、界壁又は遮音上問題とならないような間仕切り壁等により明確に区分すること(扉の設置は可能であるが、従業員等の出入り口で
	あり、壁全体が動く可動間仕切りは不可。)。
京都府	□一般居室
	(7) 個室(夫婦等で居住するものを含む。以下同じ。)とし、居室面積はケアハウスに準じて、次の面積を確保することが望ましいこと。
	入居者1人当たりの有効面積(収納設備、洗面設備、便所等の設備の面積を除く内法での測定による面積。以下同じ。)を 14.85 平方メートル以上とすること。ただし、談
	話・娯楽・集会室等の共用設備が、居室に近接して一体的に設けられるなど、入居者の生活に支障がないと認められる場合は、13.2 平方メートル以上とすること。
兵庫県	□ 建物に関する事項
	(1) 定員は原則として 100 人以下とすること。
	ただし、地元市町が地域の実情に応じて定員の上限を要綱等で定めている場合には、これによるものとする。
	(7) 建築にあたっては、平成12年6月30日付け生衛発第1093号厚生労働省通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定方法について」に適合すること。
	(8) 有料老人ホームの規模にかかわらず「景観の形成等に関する条例」(昭和 60 年兵庫県条例第 17 号) 第 22 条第 1 項の規定に基づく「大規模建築物等指導基準」(平成 5
	年兵庫県告示第 1437 号の2)に適合するよう努めること。
	(9) 「屋外広告物条例」(平成4年兵庫県条例第 22 号)第4条の禁止区域等以外の地域に建設する場合であっても、「屋外広告物条例施行規則」(平成4年兵庫県規則第 69

号)別表第1に規定する第2種禁止地域等に設置することができる屋外広告物(許可を受けて設置できるものを含む。)以外の屋外広告物は設置しないこと。

# [6. 既存建築物の活用の場合等の特例]

自治体名	指針規定
神奈川県	口建物の規模及び構造設備に関する例外
	(1) 木造かつ平屋建ての有料老人ホーム
	知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的な知識を有するものの意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームの建物であって、
	火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
	アスプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延
	焼の抑制に配慮した構造であること。
	イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
	ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員
	を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
	(2) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム
	既存の建築物を転用して開設される有料老人ホームの居室、一時介護室又は廊下について、建物の構造上6(9)ア及び6(9)チ(7)に定める基準を満たすことが困難である
	場合は、以下の措置を講じること。
	ア 6 (9) に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記載し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。
	イ 居室及び一時介護室が6(9)ア①の居室面積が確保できない場合、又は6(9)ア⑤の基準を満たさない場合は、居室外に収納設備を設けるなど有効面積の確保に努めると
	ともに、談話室を複数設置するなど、6(9)アの基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。
	ウ 廊下が6(9)チ(ア)①の有効幅員を確保できない場合は、待避スペースや転回スペースを設ける、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助するなど、6(9)チ(7)の
	基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。
	エ イ、ウの代替措置を直ちに実施できない場合は、将来において6(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者へ説明を行うこと。
	(3) 未届の有料老人ホーム
	既に設置されているが老人福祉法第 29 条第1項に基づく届出がされていない有料老人ホームについて、建物の構造上 6 (6)から(9)に定める基準を満たしていない場合
	は、有効な代替措置を講じるとともに、建物の改修時等にできる限り基準に適合するよう対処すること。

なお、既に設置されているが老人福祉法第 29 条第1項に基づく届出がされていない有料老人ホームの建物が、耐火建築物又は準耐火建築物でない場合は、所轄の消防署
の指導により必要な防火措置等を講じること。
(4) 高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 32 号)の施行(平成 23 年 10 月 20 日)の際、現に改正法による改正前の高齢者の居住
の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、6(2)、(3)、(6)、(7)、
(8)、(9)のア、イ、エ、オ、キ、チ(7)、フ(1)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ
等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けること。

# 【7. 職員の配置、研修及び衛生管理】

自治体名	指針規定
東京都	□職員の研修等
	ア 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスの
	あり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。
	イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにおいては、入居者の状態及び職員配置状況を踏まえ、必要に応じて次のとおり研修等に努めること。
	(7) 介護職員に対し、認知症介護に関する研修を受講させること。
	(イ) 入居者に対する喀痰吸引等を介護職員(平成28年度以降に介護福祉士試験に合格した者を除く。)に行わせる場合は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律
	第30号)附則第4条の規定に基づき喀痰吸引等研修を受講させ、都知事から認定特定行為業務従事者の認定を受けるとともに、有料老人ホームについて社会福祉士及び
	介護福祉士法第48条の3又は附則第20条の規定に基づき喀痰吸引等を行う事業者として都知事の登録を受けること。
	(ウ) 看取り介護に関する指針を策定するとともに、協力医療機関や訪問看護事業所と連携して看取り介護に関する研修を実施すること。
	口職員の衛生管理
	職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理につい
	て十分な点検を行うこと。
神奈川県	口職員の研修
	職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。
	特に、生活相談員、計画作成担当者(介護支援専門員)、介護職員及び看護職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、認知症介護、虐待

	防止、身体的拘束のない介護、ユニットケア、介護事故の防止及び感染症対策等の介護に関する知識及び技術並びに作業手順等について、体系的かつ継続的に研修を行う
	必要があることから、管理者(施設長)の責務として、毎年度当初に職員研修計画を策定し、その計画に基づいて研修を実施すること。
	なお、職員研修計画の策定に際しては、職員の意向をできる限り反映させるとともに、関係団体等が開催する研修会などにも、職員を積極的に参加させるよう努めること。
	口職員の衛生管理
	職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、メンタルヘルスを含めて
	健康管理に関する相談体制を確保するよう努めること。また、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等に基づき、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。
	口職員の秘密保持
	有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、有料老人ホームの設置者は必要
	な措置を講じなければならない。
	なお、設置者にあっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ
	イドライン(平成 16 年 12 月 24 日・厚生労働省)」に基づき、個人情報の適正な取扱いに留意すること。
大阪府	<b>員亜麒</b> 口
	ホ 調理業務等を外部に委託する場合は、委託業者の職員をもって栄養士及び調理員を配置しているものとみなすことができる。
	<b>口入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制とし、昼夜を問わず1名以上の職員が常勤していること。ただし夜間においては宿直体制を否定する</b>
	ものではない。これによりがたい場合は、知事と協議すること。
	口職員の研修及びマニュアル
	職員研修
	職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修(初任者、人権、身体拘束廃止、虐待防止、感染症対策、食中毒対策、事故対応等)を実施すること。特に、生
	活相談員及び直接処遇職員については、老人の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を定期的に行うこ
	と。また、円滑な業務運営に資するため、各職種の役割を理解するとともに、職員間の情報共有及び連携強化を図ること。大阪府等が実施する研修等に職員を参加させる
	とともに、職員に周知徹底を図ること。外部で開催される研修会等にも、職員を積極的に参加させるよう努めること。
	コ ユニア ニ
	施設サービスの質の確保及び向上のため、マニュアル(身体拘束廃止、虐待防止、災害(火災・地震・風水害)対策、感染症対策、食中毒対策、事故防止、苦情処理等)
	を備えるとともに、職員に周知徹底を図ること。
兵庫県	口職員の欠格事由

	(1) 施設技、生活伯談員、計画作成担当者、生活文法職員、打破職員は、 次のい9 れかに駿当9 も有でめってはならないしと。
	ア 社会福祉士及び介護福祉士法第3条各号
	イ 老人福祉法第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条又は第 43 条の罰則の適用を受けた者
	(2) その他の職員にあっては、次のいずれかに該当する者であってはならないこと。
	老人福祉法第38条、第39条、第40条、第41条又は第43条の罰則の適用を受けた者
広島県	口衛生管理等
	ア 入居者が使用する食器,食堂等の備品その他の設備又は飲用に供する水について,衛生的な管理に努め,又は衛生上必要な措置を講じるとともに,医薬品及び医療用
	具の管理を適正に行うこと。
	イ 調理及び配膳に伴う衛生は,食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)等関係法規に準じて行うこと。
	ウ 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) の適用されない小規模の水道についても,市営水道,専用水道等の場合と同様,水質検査,塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じる
	こと。
	エー常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。
	オ 感染症が発生し又はまん延しないように,保健所の指導のもとに必要な措置を講じること。
	(ア) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について, 必要に応じて保健所の助言, 指導を求めるとともに, 常に密接な連携を保つこと。
	<ul><li>(イ)特にインフルエンザ対策、陽管出血性大陽菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から発出されている通</li></ul>
	知等に基づき,適切な措置を講じること。
	(ウ)定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。
	カー空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
長崎県	口衛生管理
	イ 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。
	① 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講
	ずること。
	② 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。
	ロ 当該有料老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
	① 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

② 特にインフルエンザ対策、陽管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出さ
れているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。
③ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。
④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

## 【8. 有料老人ホーム事業の運営】

自治体名	指針規定
北海道	□感染症対策等
	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。
	(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等の職員に周
	知徹底を図ること。
	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
	(3) 介護職員等の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
	$(4)$ $(1)$ $\sim$ $(3)$ に掲げるもののほか、社会福祉施設に準じた対応を行うこと。
	(5) 定員 $9$ 名以下の有料老人ホームにあっては、 $(1)$ $\sim$ $(4)$ にかかわらず、次によること。
	ア・施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずること。
	イ・感染症が発生し、まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めること。
青森県	□非常災害対策
	イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該有料老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常
	災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入居者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該有
	料老人ホームの見やすい場所に掲示しておくこと。
	ロ 有料老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、
	定期的に、これらの体制について職員及び入居者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行うこと。
	ハ 有料老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
	ニ 有料老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入居者が有料老人ホームにおいて当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その

	他の生活物資の備蓄に努めること。
神奈川県	口管理規程等の制定
	次に掲げる施設の管理に関する事項について、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が発行している「有料老人ホーム標準管理規程」を参考にして、管理規程を定めるこ
	ů
	また、管理規程を変更する場合には、運営懇談会で意見を求めるとともに、変更する場合の手続を入居契約書に規定すること。
	① 施設の目的及び運営の方針
	② 入居者の定員及び居室数
	③ 組織の体制及び職員の配置状況
	④ 居室や共用設備等の利用に当たっての留意事項
	⑤ 管理費、食費、介護費用等の利用料の詳細
	⑥ サービスの内容及びその費用負担の詳細
	① 業務の全部又は一部を委託する場合の委託内容(施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務を除く)
	⑧ 介護を行う場合の基準 (介護サービスを提供する場合の内容、料金等)
	(a) 医療を要する場合の対応
	⑩ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続
	⑪ やむなく入居者の金銭等の管理を行う場合の具体的な管理方法、入居者又は身元引受人等への定期的報告等
	① 入居者及びその家族等からの苦情に対する対応
	① 緊急時、非常災害時の対応
	(1) 運営競談会の設置・運営
	⑤ その他施設の運営に関する重要事項
	口施設運営等に関する評価
	サービスの内容、人権への配慮、地域との交流、事故防止対策、組織・職員体制及び職員研修等について、入居者及びその家族並びに職員等に対してアンケート調査等を
	実施することにより、施設自らが運営状況に関する評価を行うとともに、第三者機関による評価の導入及び結果の公表に努め、常にその改善を図ること。
愛知県	口運営懇談会の設置等
	有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当た

	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	や、人居有の家族との個別の連絡体制が催保されていることなどの代香となる指置があり、かつ、当談指置が連国戆談供の代香になるものとして人居有への説明を行って
, -	いる場合にあっては、この限りでない。
	イ 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。
	ロ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者(入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等)に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること
_	ハ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。
	二 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
	① 入居者の状況
	② サービス提供の状況
	③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容
	ホ 運営懇談会を開催した際は、議題とともに、入居者からの意見及び施設が説明 した内容等について議事録を作成し、入居者及びその家族等に配布すること。
京都府 [	口駐車場等の確保
	入居者、入居者が利用する介護保険サービス事業所等の車両のための駐車場又は一時的な停車場所を敷地内に確保すること。
	口自動体外式除細動器(A E D)の設置
	ア 入居定員が50 名以上の施設にあっては、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の設置に努めること。ただし、近隣に設置されている場合その他既に設置と同
ol.	等の措置が講じられていると認められる場合を除く。
•	イ AEDを設置した場合は、適正に維持及び管理をするとともに、職員にAEDの取扱いに係る講習等を受講させる等、適切にAEDを利用するための措置を講じるこ
	と。また、当該地域におけるAEDの設置箇所として位置付け、入居者以外の者も利用ができるよう地域との連携に努めること。
大阪府 [	口介護保険サービス事業所との関係
•	イ 近隣に設置されている介護保険サービス事業所について、入居者に情報提供すること。
	ロ 入居者の介護保険サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。
<u>`</u>	ハ 入居者が希望する介護保険サービスの利用を妨げないこと。
<u>''</u>	ニ 訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所が併設している場合は、次のとおりとすること。
	①各事業所における人員配置、事務スペース、運営、サービスの提供及び書類の保管等が明確に区分されていること。
9	②入居者が安心、安全、快適に生活を営むことができるよう、プライバシーの確保及び感染症対策等を徹底すること。なお、各事業所の玄関については独立して設置する

	ことが望ましい。
兵庫県	口家族との交流、外出の機会の確保、地域との交流
	(1) 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会、及び入居者の外出の機会を確保するよう努めること。
	(2) 健全なコミュニティを形成するため、ホームとして次のような取組を行うことにより、地域住民またはその自発的な活動等との連携や協力を行う等地域との交流に努
	めること。
	ア 入居者の地域自治会への加入や、ホームとして自治会を組織して地域の連合自治会等へ参加するなどの地域活動等への主体的な取組について積極的に支援を行うこと。
	イ 別表5に掲げる地域との交流スペースを設け、地域住民や、子供会、老人クラブ等地域の団体も含めた行事等を実施し、入居者と地域住民等との交流に積極的に取り組
	むこと。
	ウ 入居者及び入居者が自主的に組織するグループ等が行おうとする地域活動等について積極的な支援を行うこと。
大分県	口運営懇談会の設置等
	有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当
	たっては、次の事項について配慮すること。
	① 設置及び構成員
	ホームを代表する役職員(設置主体の代表者、施設長等)、職員、入居者、その家族及び身元引受人等により組織する運営懇談会を設けること。また、施設の運営につ
	いて外部からの点検が働くよう、施設関
	係者及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。
	②開催頻度
	運営懇談会は年1回以上、定期的に開催するものとする。ただし、入居者の処遇について重大な影響が生じる恐れがある場合や、利用料等の変更を行う場合は、臨時に
	運営懇談会を開催すること。
	③ 開催通知
	運営懇談会の開催にあたっては、書面により通知を行うこと。
	運営懇談会の議題は下記のとおりとし、入居契約書、管理規程等において規定すること。
	アを期報告事項
	以下の内容を定期的に報告し、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

a 入居者の状況
b サービス提供の状況及び管理費、食費の収支等の内容
。 各会計年度の決算内容
d 前払金返済債務の保全状況
● その他各施設で必要と認める事項
イ上記ア以外
a 利用料等、契約書、管理規程等の改定
b その他各施設で必要と認める事項
⑤ 議事録の作成及び入居者等への配布
運営懇談会開催後、入居者からの意見及び施設等が説明した内容等について議事録を作成し、入居者、その家族及び身元引受人等に配布すること。

[9. サービス等]

指針規定	□給食の運営	イ 給食業務を委託している場合は、委託契約書の中に必要な事項を明記すること。	ロ 給食会議には施設長等関係職員を参加させ、毎月	ハ 食事の時間は、家庭生活に近い時間とすること。	二 嗜好調査、残食調査等を適切に行うとともに、	木 献立に変化をつけるとともに、時には特別献立	へ 利用者の食事の前に調理関係者以外の職員によ	ロ入浴の状況	イ 利用者の入浴は、隔日以上の頻度で行うこと。	ロ 入浴の準備を行わない日であっても、シャワーが使用できるよう務めること。	ハ 特定施設入居者生活介護の指定を受けずに、個別の入浴介助を行わないこと。	□生きがい活動等
		<b>割の中に必要な事項を明記すること。</b>	毎月開催すること。	こと。特に夕食時間については午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。	こ、その結果等を栄養士が献立に反映させる等工夫すること。	<b>就立(特別食、行事食)を取り入れること。</b>	利用者の食事の前に調理関係者以外の職員による検食を実施し、実施年月日、検食者名、所見等必要事項を記録すること。		ر د	フーが使用できるよう務めること。	個別の入浴介助を行わないこと。	

	イ 入居者, 身元引受人等の要望を考慮し, クラブ活動, 運動, 娯楽等のレクリエーションを実施すること。
	ロ 特にクラブ活動は,入居者の生きがい活動の柱になるものなので,積極的に推進し,支援すること。
	ハ 地域の行事,地区老人クラブ活動等へ参加できるよう配慮するなど,地域との交流を確保すること。
神奈川県	口設置者は入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じ適切なサービスを提供すること。
	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者及びその家族に対してサービスの提供上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。また、サービ
	スマニュアル等を策定することにより、サービスの内容を標準化・明確化し、これに基づいて適切なサービスを実施すること。
	(1) 食事サービス
	ア 栄養及び入居者の心身の状況を考慮した食事を、一般の家庭生活に準じた適切な時間に提供すること。
	イ 入居者の嗜好調査を実施するなどして、入居者の希望に配慮した献立とするとともに、事前に栄養士による献立表を作成し、入居者の目に触れやすい場所に掲示するこ
	۶.
	ウ 入居者の健康状態並びに咀嚼能力及び摂取能力等に応じた食事(半粥・全粥、刻み食、ミキサー食等)を提供すること。
	エ 糖尿病等により治療食の提供が必要な入居者に対しては、医師や栄養士の指導により治療食を提供すること。
	オ 要介護者等についても、可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。
	ただし、食堂において食事を摂ることが困難な入居者に対しては、居室において食事提供するなど必要な配慮を行うこと。
岐阜県	口成年後見制度の周知
	入居者及びその家族に対して、成年後見制度及び市町村又は社会福祉協議会等が行っている高齢者の財産保全に関する支援措置等の周知に努めること。
	ロサービスの向上
	職員による会議を定期的に開催し、入居者の個々のサービス内容の検証及び向上に努めるとともに、サービスの提供を通じて、入居者の介護予防及び要支援・要介護状態
	の改善又は進行防止を図ること。
大阪府	口設置者は、より質の高いサービスの提供を図るため、自ら行うサービスの質の評価を行うこと。また、外部のサービス第三者評価の受審に努めること。
	□食事サービス
	イ 厚生労働省が定める食事摂取基準を踏まえて高齢者に適した食事を提供すること。
	ロ 入居者の嗜好調査を実施するなどして、入居者の希望に配慮した献立に努めるとともに、栄養士による献立表を作成すること。
	ハ 治療食の提供が必要な入居者に対しては、医師や栄養士の指導により治療食の提供又は支援に努めること。
	ニ 入居者の健康状態並びに咀しゃく能力及び摂取能力等に応じた食事を提供すること。

	- The Australia Control of the Australia Contr
	ホ 要介護者等について、可能な限り離床して、食室で食事ができるよう支援すること。ただし、食室において食事をすることが凶難であるなど、人居者の希望に応じて、
	居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。
熊本県	口食事サービス
	(7) 高齢者に適した食事を提供すること。
	(イ) 栄養士による献立表を作成すること。
	(ウ) 食堂において食事をすることが困難である場合などにあっては、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。
	(エ) 県内で生産された農林水産物及びこれらを加工したものが使用された食事を提供するよう努めること。
	(1) 地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組みを行うよう努めること。

### 【10. 事業収支計画】

自治体名	指針規定
兵庫県	□開設後の経営
	(1) 流動性、収益性、安定性、資金関係等の観点から単年度の財務内容が適正であること。
	(2) 単年度の財務諸表が、資金収支計画、損益計画と比較して乖離がある場合には、その原因を解明し、必要な措置を講ずること。
	(3) 事業収支計画は、少なくとも3年毎に見直すこと。
	(4) 余剰金は適切に留保すること。
	(5) 資金を運用する際は、安全確実な方法を選択すること。特に、一時金の返還債務相当額については、元本が保証されており、制度的にも保証制度が存在する方法を選
	択すること。

### [11. 利用料等]

自治体名	指針規定
埼玉県	口前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあっては、次
	の各号に掲げる基準によること。
	五 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。
	また、想定居住期間内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、当該受領した額を返還すること。

<del>1</del>	<b>「お女、人人に言べたがく」の大きつへなっ。 4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1</b>
	当該右対ポートの数補に用した単田 依緒夢
	1受でたりくに、しか出着に入りに対し、砂を吹っ
	額を大幅に上回るものでないこと。
	イ 家賃は、原則として入居した日から発生するものであるが、設置者若しくは入居者の事情又は設置者及び入居者双方のいずれの責めにもよらない事情により、入居日
	が当初の予定から変更することがありうることから、次の通り対応するよう努めること。
	(ア) 入居契約締結時に設置者及び入居者(以下「契約当事者」という。)双方合意の上で「入居予定日」を定め、契約当事者双方合意によりこれを事後変更できるようにし
	ておくこと。
	(イ) 合意なく入居を延期した場合の取扱いについて契約書に規定するとともに、設置者は入居契約締結時にその内容を説明すること。
	なお、当該規定は老人福祉法第 29 条第 8 項の規定に違反する内容としてはならない。
神奈川県	口前払い方式による利用料等の支払
	オ 前払金として、入居日から3月経過後に返還の対象とならない「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額」を具体的な算出根拠に基づき
	受領する場合は、前払い方式に加えて月払い方式を設定し、入居希望者がいずれかの方式を選択できるようにするとともに、入居契約を締結する前に、それぞれの支払い
	方式の特徴を明確に説明し、説明を行った者と説明を聞いた者の双方が重要事項説明書に署名を行なうこと。
	キ 想定居住期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合は、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき
	日割計算により算出した金額を返還する旨の契約を締結しなければならない。
	ただし、入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合は、月額を 30 で除した額に、入居の日から起算して契約が解
	除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法により算出した金額を、前払金の額から控除した額に相当する金額を返還しなければならない。
	この場合、入居日数に応じた費用及び居室の原状回復のための費用を徴収することは差し支えない。
	ク キにより返還すべき事由が生じたときは、3月以内程度の適切な返還期限を定め、前払金の返還を確実に行うこと。
	ロその街
	ア 設置者は、事務手数料等を入居時初期費用と称して受領することはできない。
	イ 設置者は、入居契約前に入居契約を前提として申込金を受領することができる。ただし、申込金は入居契約締結に伴う前払金又は月額利用料に充当されるもののみとす
	る。したがって、入居契約に至らなかった場合は全額返還すること。このことについて、入居希望者に的確に説明するとともに、書面により明確に提示すること。
三重県	口食費は、1食あたりの単価を明示し、喫食の実績に応じて精算すること。
	ホー介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護

	事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」(平成 12 年3月 30 日付け老企第 52 号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知)の規定によるものに
	限られていることに留意すること。
広島県	口前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあっては、次
	の各号に掲げる基準によること。
	イ 老人福祉法第 29 条第7項の規定に基づき,前払金の算定根拠を書面で明示するとともに,前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホー
	ムの設置者等が講ずべき措置」(平成 18 年厚生労働省告示第 266 号) に規定する次に掲げる必要な保全措置を講じなければならないこと。なお,平成 18 年3月 31 日まで
	に届出がされた有料老人ホームについては,平成 30 年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが,前払金の算定根拠を書面で明示すると
	ともに,適切な保全措置を講じるよう努めること。
	(ア) 銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
	(イ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち,保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険
	(ウ)信託業務を営む金融機関との間において,保全金額について,一時金等を支払った入居者を受益者とする信託契約
	(エ) 民法第 34 条により設立された法人との間の保全のための契約でaからcに準ずるものとして知事が認めるもの

#### [12. 契約内容等] 自治休夕 | tester

自治体名	指針規定
岩手県	口財産保全制度の説明
	契約に際して、成年後見制度等の財産保全制度や市町村、社会福祉協議会等の行う高齢者の財産を保全する事業等の財産保全に関する制度、事業の説明を行うこと。
東京都	口事故発生時の対応
	有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、設置者は次の措置を講じること。
	ア 入居者の家族、身元引受人等の関係者に速やかに連絡を行うこと。
	イ 次のいずれかに該当する事故については、設置者の責任の有無に関わらず、都に対して事故報告を行うこと。
	(7) 次のいずれかに該当する死亡等重大な事故が発生した場合
	① 死亡に至った事故(看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかな場合を除く。)
	② 死亡に至る危険性の高い事故(溺水、窒息、異物誤食・誤飲、認知症による施設外所在不明、自殺未遂など)
	③ 日常生活動作の大幅な低下や多大な経済的損失等、入居者の生活に重大な影響が生じた事故

	④ 高齢者虐待防止法に定める高齢者虐待にあたる行為がなされたと認められた場合又は疑われた場合
	(イ) 食中毒や感染症が発生した場合であって、入居者の10名以上若しくは半数以上(疑い含む。)に発生した場合又は死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生し
	た場合
	(ウ) その他施設運営に係る重大な事故(犯罪行為に起因する可能性があるもの、施設での火災、入居者の生活に重大な影響が生じた自然災害、重大な法令違反など)が発
	生した場合
	ウ 上記イ(ア)④に該当する場合は、高齢者虐待防止法第21条の規定に基づき、施設所在地の区市町村に通報すること。
	エ 上記イ(イ)に該当する場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日付老発第 0222001 号厚生労働省老健局長等通知)
	に基づき、区市町村及び所管の保健所へも速やかに報告するとともに、保健所の指導に従うこと。
	オート記のほか、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた有料老人ホームについては、施設所在地の区市町村及び当該入居者の保険者の定めるところにより、基準条例
	及び予防基準条例に基づき、区市町村へ事故報告を行うこと。
	カ 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、保管すること。
	キ 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとすること。
神奈川県	口入居契約締結後に、入居契約書の共通事項を変更する場合には、事前に運営懇談会で意見を求めること。
	□契約内容
	ア 入居契約書においては、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が発行している「有料老人ホーム標準入居契約書」を参考にして、次に掲げる事項等を明示すること。
	① 有料老人ホームの類型及び表示事項
	② 利用料等の費用負担の額、支払い方法及び改定ルール並びにこれによって提供されるサービス等の内容
	③ 業務の全部又は一部を委託する場合の委託先及び委託内容(施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務を除く)
	④ 前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期並びに前払金の保全措置の内容
	⑤ <b>入居開始可能</b> 日
	<ul><li>⑤ 身元引受人等の権利・義務</li></ul>
	② 契約当事者の追加
	⑧ 契約解除の要件及びその場合の手続
	③ 入居者を一時介護室においてサービスを提供する場合、現在の居室から他の居室若しくは提携有料老人ホームに住み替える場合の手続
	⑩ 入居者及びその家族等からの苦情に対する対応

	大・中の音を 一日 田 日 ・ くりまな 不断 ジ
	(1) 建国郡設定の設置及の番磯事項
	① 管理規程で定める事項及び管理規程を変更する場合の手続
	イ 介護サービスを提供する場合にあっては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程
	上明確にしておくこと。
	ウ 利用料等の改定のルールを入居契約書において明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にして同意を得ること。
	エ 入居契約書に入居者、設置者双方の契約解除条項を定めるものとし、設置者の契約解除の条件については、信頼関係を著しく害するような場合、又は設置者が相当の努
	力をしてもそれを防ぐことができない場合に限るなど、入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、解除する場合の手続を併せて入居契約書に規定する
	Γ.Ł.
	(7) 設置者の契約解除の条件は、原則として次の事由のいずれかに該当し、かつそのことが契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認めら
	れる場合に限定すること。
	① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
	② 月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく一定期間以上連続して運滞するとき
	③ 施設の利用において入居者に禁止又は制限をしている規定に違反し是正しないとき
	④ 入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができないとき
	(イ) 設置者の契約解除の手続は、原則として次によること。
	① 契約解除の通告に 90 日程度の十分な予告期間をおくこと。
	② 契約解除の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設けること。
	③ 契約解除通告の予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力すること。
	④ (ア)④の事由により契約を解除する場合には、加えて主治医等の意見を聴くとともに、一定の観察期間を設けること。
	(ウ) 入居者からの契約解除の条件に予告期間を設ける場合は、長くとも 30 日程度とすること。
大阪府	<b>□契約内容</b>
	<ul><li>一 入居契約書において、有料老人ホームの類型(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。)、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場</li></ul>
	合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、家族又は身元引受人等の権利・義務、契約当事者の追加、契約
	解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること。
	ニー介護サービスを提供する場合にあっては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容(看取り介護を含む。)、頻度及び費用負担等を

	入居契約書及び重要事項説明書又は管理規程上明確にしておくこと。なお、看取り介護を実施する場合は、入居者及び家族等に丁寧に説明・相談のうえ、看取り介護方法
	の方針を決定し、定期的にその方針等を確認すること。
兵庫県	口契約締結に関する手続き等
	(2) 契約に際して、家族、保証人、身元引受人が立ち会うよう努めること。家族等の立ち会う者がいない場合には、第三者が立ち会うことが望ましいこと。
	<b>□契約内容</b>
	(1) 入居契約書において、有料老人ホームの類型(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。)、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場
	合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件
	及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方法及びその支払い時期等が明示されていること。
	この場合の入居契約書は、日本工業規格 28305 に規定する 12 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い、高齢者にわかりやすい表示をするとともに、専門用語や外来
	語には説明を付けること。
	(8) 有料老人ホームが入居者との契約において、自ら提供することを約した介護サービス、医療サービス等を他の事業者・施設に委ねてはならないこと。
	他の事業者・施設のサービスを利用させる場合には、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程に明記すること。

### [13. 情報開示]

自治体名	指針規定
千葉県	口有料老人ホームに係る入居者等への情報開示
	次に掲げる事項については、入居希望者が有料老人ホームの利用選択を行う際の判断の重要な要素となり、入居者の権利保護を図るうえで不可欠であると考えられること
	から、その求めの有無に関わらず自主的に入居希望者等に対し公開するとともに、一般に閲覧できる状態にしておくこと。千葉県においては本指針への適合性の有無等に
	つき、特定の事業者の事業活動上の利益を不当に侵害しないことに配慮しながら、積極的に県民等へ情報提供を行うこととしている。
	<b>一 「干葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」に基づく事前協議を行った場合は、その結果</b>
	二 老人福祉法の規定に基づき実施される立入検査の指導の状況等
東京都	口第三者評価
	都の福祉サービス第三者評価を受審することにより、自己の提供するサービスについての客観的認識を深め、その評価結果を踏まえて、利用者本位のサービスが提供でき
	るよう努めること(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを除く。)。
長野県	口長野県福祉サービス第三者評価事業制度への対応

	サービスの質の向上とサービス選択に関する情報提供を促進する観点から「長野県福祉サービス第三者評価」の定期的な受審に努めること。
三重県	□情報の公表
	三重県知事は、老人福法第 29 条第 10 項の規定に基づき、原則、報告された有料老人ホームの情報を公表する。
兵庫県	口自己評価及び第三者評価
	「介護保険サービス自己評価基準」(公益社団法人全国有料老人ホーム協会作成)における介護保険施設の評価基準等を参考に自己評価を行うとともに、第三者評価を受
	け、その結果を入居者、入居希望者等に情報提供するよう努めること。
岡口浦	口揭示
	設置者は、当該有料老人ホームの見やすい場所に、管理規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲
	示すること。